

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成23年度上半期）について

平成23年11月9日

公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会の独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

今般、平成23年4月から9月にかけて、独占禁止政策協力委員から意見聴取を行ったところ、寄せられた主な意見の概要は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照。）。

1 企業結合規制の見直しについて

企業結合規制については、平成23年3月4日に企業結合規制（審査手続及び審査基準）の見直しに伴う公正取引委員会規則の一部改正等の原案を公表し、同年6月14日に規則の一部改正等を行ったところ、今回の見直しに対する意見や企業結合規制の在り方への要望を把握するため、意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- ・ 従来の事前相談制度はスケジュールの予見可能性が低く、公正取引委員会の判断に時間がかかり、審査で必要となる提出資料の範囲が不明確であると言われていたところであり、このたびの改善については評価する。（北海道）
- ・ 企業結合が行われた結果、商品のブランドが減り、消費者の商品選択の幅が狭まることがないようにしてほしい。（関東甲信越）
- ・ 企業結合の見直しで、審査期間が短縮され、結論が早期に出ることは良いことであるが、そのために、審査がなおざりになっては問題である。審査期間が短縮されるのであれば、審査を行う人員も倍にするなど集中して投入していくべきである。（関東甲信越）
- ・ 事前相談制度は企業結合の可否についての感触を事前に得ることができたのでメリットを感じていた。廃止になってしまったので不安な面もある。（中部）
- ・ 企業はグローバルな活動を行っているところ、企業結合審査の際に国内市場だけでなく世界市場もみることに問題はないと思うが、企業結合後に国内市場にどのような影響があったか、事後的に検証する必要があると思う。（近畿）
- ・ 事前相談制度の廃止については、制度廃止後もそれ以前と実質的に同等の審査が行えるのであれば、手続の簡素化や透明化に繋がるものであり、産業界の要請に十分応えられるものではないか。（四国）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 企業結合規制の在り方について、企業の立場からは、国際競争力の強化の観点が必要になると考えられるが、公正取引委員会は、企業結合が我が国の市場における競争に悪影響を及ぼし、消費者が不利益を受けることがないように監視するとともに、国際競争力も考慮し、規制に取り組んでほしい。（沖縄）

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

東日本大震災を受け、公正取引委員会では、平成23年3月30日からホームページ上に「東日本大震災に関連するQ & A」を公表するなどして対応したところ、これらの対応に対する意見や、各地域における事業活動に対する震災の影響、公正取引委員会として今後対応すべきことなどを把握するため、意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- ・ 公正取引委員会のホームページですぐにQ & Aが公表され、その後もQ & Aが追加されていき、小売業者・流通業者も分かりやすかったのではないかと。ホームページのトップに掲載されているというのも、すぐに見つけられて良い。（北海道）
- ・ 今後、予想し得ない取引上の問題が発生する可能性があるため、「東日本大震災に関連するQ & A」の追加等、迅速な対応をお願いする。（東北）
- ・ 大震災の影響により、企業が利益を得るためには多少の法違反もやむを得ないなどの風潮があるが、従来どおり、企業に対しては厳正に対処してほしい。（東北）
- ・ 震災への公正取引委員会の対応はタイムリーであったと思う。緊急事態ということで、特例を認めるのではなく、基本的な考えの解釈によって対応されたことについて、違和感はなかった。（関東甲信越）
- ・ 取引先からの値上げ要求の際には、「震災の影響で」という言葉一つで全てが行われている感がある。もちろん震災の影響もあるには違いないが、このような風潮の中で優越的地位の濫用行為が起こりやすいのではないかと。（四国）

3 優越的地位の濫用規制について

公正取引委員会では、平成22年11月30日に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表したところ、この考え方についての意見や優越的地位の濫用規制及び下請法の観点から注視すべき点などを把握するため、意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- ・ 優越的地位の有無の判断のための考慮要素について、より具体的な事例を追加していく必要がある。（北海道）
- ・ 大手スーパー、コンビニで販売するPB商品の低価格化により、製造を行っている地元業者への違法行為が懸念される。（東北）
- ・ 公正取引委員会による優越的地位の濫用規制については評価しているが、この

規制についてもっと周知することが必要だと思う。皆が規制の内容を理解して、違反であることを知っている状態になれば、違反行為自体がなくなるはずである。

(関東甲信越)

- ・ 優越的地位の濫用行為については、中小企業からよく話は聞くが、そういったことが独占禁止法に違反する可能性があるということを、多くの経営者は知らないで、どこに相談すればよいのかが分からない。商工会議所でも様々な勉強会を行っているが、公正取引委員会にも説明会の機会を利用し、個々の企業に独占禁止法を認識してもらうように頑張してほしい。(中国)
- ・ 大規模小売業告示や優越的地位の濫用に関するガイドラインの策定、そして公正取引委員会が行った数々の事件審査の影響もあり、全国展開する大手小売業者のみならず、地域のスーパー等の小売業者においても、優越的地位の濫用にならないようにとのコンプライアンス意識が定着しつつあり、ここ数年で中小企業レベルでの取引においても、協賛金や従業員派遣等の無理な要求がなくなるなど、商取引がかなり改善されていると実感している。(四国)
- ・ 優越的地位の濫用に関する課徴金は、薄利多売でやっている小売業者には大変厳しいことから、優越的地位の濫用の違法性や課徴金制度について周知徹底を行うとともに、警告や注意といった運用も行っていきたい。(九州)

4 広報・広聴活動について

公正取引委員会の現在の広報・広聴活動に対する評価、今後の改善点等を把握するため、意見聴取を実施した。

主な意見の概要

- ・ 広報活動は、独占禁止法違反の抑止力になると思うので、特に子供たちに早い段階から独占禁止法違反はいけないということを教えることは良いことだと思う。(関東甲信越)
- ・ 一般消費者・学生向けに独占禁止法についての勉強会を開催していることは良いことだと思う。(中部)
- ・ 独占禁止法の広報については、従業員への周知も必要であるが、企業トップの独占禁止法違反に対する認識が重要である。トップが認識の強い企業は自ずと末端まで周知されているものであることから、企業のトップにいかに関心を持って独占禁止法を理解してもらうかが重要である。(近畿)

5 その他

主な意見の概要

- ・ 官製談合が行われる理由として、発注担当者は、官製談合は見つからないものと考えているのだろうか。公正取引委員会には、発注担当者に対し、一層の普及啓発をお願いしたい。(東北)
- ・ 東京電力関係の問題については、発送電の分離など様々な検討がなされているが、大きな問題であり、公正取引委員会としても無関係の問題ではないと思われる。

るので、公正取引委員会内部でもよく研究すべきであり、省庁横断的に検討してほしい。（関東甲信越）

- ・ 景品表示法について、公正取引委員会の地方事務所が相談等を受けることは歓迎である。地方に出先がない消費者庁は、消費者にとっては遠い存在であり、引き続き、公正取引委員会の積極的な取組を期待する。（近畿）

第1 北海道ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 従来の事前相談制度はスケジュールの予見可能性が低く、公正取引委員会の判断に時間がかかり、審査で必要となる提出資料の範囲が不明確であると言われていたところであり、このたびの改善については評価する。
- ・ 従前の事前相談手続は任意であり、事前相談を望まない企業は事前相談をせずに届出をすることも選べた。企業にとっても従前の制度の方が良かったのではないか。
- ・ 企業結合規制の見直しについては、企業側に譲歩する形でこうした見直しが行われているのではないかと、迅速化を求めるあまり審査がおろそかになるのではないかと懸念がある。また、その合併によって私たち生活者にどのようなメリットがあるのか、生活がどうなるのか、それがなおざりになっては余り意味がないのではないかと。公正取引委員会はそういったことを忘れずに今後も警鐘を鳴らしてほしい。

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

- ・ 公正取引委員会のホームページですぐにQ & Aが公表され、その後もQ & Aが追加されていき、小売業者・流通業者も分かりやすかったのではないかと。ホームページのトップに掲載されているというのも、すぐに見つけられて良い。

3 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 公正取引委員会のホームページにある相談窓口をみたところ、「商工会議所に相談してください」とあったが、優越的地位の濫用については、商工会議所には利害関係者もいるであろうから、なかなか相談しにくいのではないかと。もう少し、相談をしてみようと思わせるような工夫が必要ではないか。
- ・ 優越的地位の有無の判断のための考慮要素について、より具体的な事例を追加していく必要がある。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のホームページは全体的に固いという印象を持つ。また、事業者向けの作り方であるように思う。一消費者として、ホームページを見てより認識を深めようという気になれない。消費者が見ても「クリックしたい」と思うような工夫がもう少し必要ではないか。

5 その他

- ・ 最近の入札価格が低すぎて利益が出ていないという声が多く、低価格入札に対するダンピング防止策を徹底・強化してほしい。

第2 東北ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 世界市場でみるケースがあることを明確にしたことは、良いことだと思う。国内市場だけをみているのでは適当ではないケースも増えてくると思う。

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

- ・ 今後、予想し得ない取引上の問題が発生する可能性があるため、「東日本大震災に関連するQ & A」の追加等、迅速な対応をお願いする。
- ・ 東日本大震災に関連するQ & A等について、このような緊急事態には、クイックレスポンスが大切であり、公正取引委員会の対応は評価できる。
- ・ 大震災の影響により、企業が利益を得るためには多少の法違反もやむを得ないなどの風潮があるが、従来どおり、企業に対しては厳正に対処してほしい。

3 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 大手スーパー、コンビニで販売するPB商品の低価格化により、製造を行っている地元業者への違法行為が懸念される。
- ・ 円高、節電等の影響により工場等を海外移転させる事業者が増加することで、契約内容が親事業者等の一方的な事情により変更される場合が増えるのではないかと懸念している。

4 その他

- ・ 官製談合が行われる理由として、発注担当者は、官製談合は見つからないものと考えているのだろうか。公正取引委員会には、発注担当者に対し、一層の普及啓発をお願いしたい。

第3 関東甲信越ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 企業結合が行われた結果、商品のブランドが減り、消費者の商品選択の幅が狭まることがないようにしてほしい。
- ・ 国際競争を考えると、企業結合を認めるべきとの議論になるが、一方で、国内取引も行われていることから、国内での実態がどのようなになっているかをよくみて審査をしてほしい。
- ・ 企業結合の見直しで、審査期間が短縮され、結論が早期に出ることは良いことであるが、そのために、審査がなおざりになっては問題である。審査期間が短縮されるのであれば、審査を行う人員も倍にするなど集中して投入していくべきである。

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

- ・ ホームページに掲載された「東日本大震災に関連するQ & A」については、時系列順に適宜追加され、対応が機動的で、分かりやすかった。
- ・ 震災への公正取引委員会の対応はタイムリーであったと思う。緊急事態ということで、特例を認めるのではなく、基本的な考えの解釈によって対応されたことについて、違和感はなかった。
- ・ 東日本大震災に伴う節電対策などについては、国民全ての協力が必要であり、独占禁止法上の問題となるケースは少ないのではないかなと思うが、緊急措置的な対応を逸脱した違法行為に対しては、公正取引委員会として、毅然とした対応を採ってほしい。
- ・ 東北地区においては、中小企業が風評被害により商品の納品を断られているようなケースもあるようだ。独占禁止法等で対応できることもあると思うので、積極的に対応してほしい。

3 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 優越的地位の濫用は、どこにでもある行為であろうが、被害に遭っている事業者は、取引を止める覚悟がなければ公正取引委員会に言えないという状況があるのだろう。
- ・ 量販店に対して、優越的地位の濫用を適用するなど厳しい対応を採っていただき、感謝している。そのおかげで、支払遅延や派遣店員の勤務時間が改善したとの声があった。
- ・ 公正取引委員会による優越的地位の濫用規制については評価しているが、この規制についてもっと周知することが必要だと思う。皆が規制の内容を理解して、違反であることを知っている状態になれば、違反行為自体がなくなるはずである。
- ・ 当社も大規模小売業者と取引しているが、従来の取引慣行であり問題ないと思っていたことが、ガイドラインやパンフレットで違反事例として取り上げら

れていた。法令遵守の必要性を改めて感じるとともに、当社としても社員教育等を行っていかねばならないと思った。

4 広報・広聴活動について

- ・ 広報・広聴活動については、精力的に、全国各地で色々なことをやっていたいているが、このような活動により、公正取引委員会の姿が見えてくること
が、独占禁止法の認識を高めることにつながると思うので、今後も引き続きお
願いしたい。
- ・ ホームページでは、公正取引委員会の取組が経済全体でどのような役割、位
置付けにあるのかを分かりやすく解説するとよいと思う。
- ・ 広報活動は、独占禁止法違反の抑止力になると思うので、特に子供たちに早
い段階から独占禁止法違反はいけないということを教えることは良いことだ
と思う。
- ・ 公正取引委員会のPR活動として、一般消費者向けには県や市の広報誌を、
事業者向けには全国の商工会議所などの広報誌を活用してはどうか。

5 その他

- ・ 課徴金については、更に算定率を引き上げ、抑止力を高めるべきではない
か。
- ・ 東京電力関係の問題については、発送電の分離など様々な検討がなされて
いるが、大きな問題であり、公正取引委員会としても無関係の問題ではない
と思われるので、公正取引委員会内部でもよく研究すべきであり、省庁横断
的に検討してほしい。

第4 中部ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 今後は国際的な視点で企業結合を考える必要があるため、スピーディに対応できるようになった今回の見直しにはメリットがある。
- ・ 事前相談制度の廃止により実質的な審査期間が短くなってしまい、じっくり審査をしていけば不承認となる事案が「すり抜けて」しまうのではないか。
- ・ 事前相談制度は企業結合の可否についての感触を事前に得ることができたのでメリットを感じていた。廃止になってしまったので不安な面もある。

2 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 取引先から催事の手伝いをするよう求められていたが、公正取引委員会が指導してくれたため、このようなことは減ってきたと感じている。
- ・ 取引先からの購入要請や協賛金の負担要請は現在もある。特に、協賛金については、単発的なもの、月単位・年単位の割戻し等方法も様々である。
- ・ 音楽ソフトの業界における下請取引では、慣習として、発注書面を交付しないで当事者間の信頼関係のみで発注するケースがあり、発注書面の交付が徹底できていない。
- ・ 中小企業は下請法に守られている面もあるが、取引先の大企業は、下請法の適用を受けることとなる相手との取引を嫌うということもあろうかと思う。下請法の存在が中小企業の取引の機会を減らしているということもあるのではないのか。

3 広報・広聴活動について

- ・ 一般消費者・学生向けに独占禁止法についての勉強会を開催していることは良いことだと思う。
- ・ 公正取引委員会が下請取引の適正化に取り組んでいることを知っている者は少ないと思う。下請事業者に対する広報が必要である。
- ・ 独占禁止法の説明会においては、一方的な講義形式よりも、中学生向けの出前授業で行っているシミュレーションゲームを組み込むと面白いのではないか。
- ・ 独占禁止法違反の行政処分が地域経済に与える影響は大きい。地方事務所の所在地での記者発表だけではなく、処分を受ける事業者が所在する地域においても記者発表を行ってほしい。

第5 近畿ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 我が国においては国際競争力を高めるための企業結合は許されるべきという考え方があるが、国際競争力を高めるために我が国ユーザーに不利益を与えるような企業結合は認められないという公取のスタンスは筋が通っていると思う。
- ・ 企業はグローバルな活動を行っているところ、企業結合審査の際に国内市場だけでなく世界市場もみることに問題はないと思うが、企業結合後に国内市場にどのような影響があったか、事後的に検証する必要があると思う。

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

- ・ 公正取引委員会のホームページの「東日本大震災に関連するQ & A」は大変参考になる。震災に便乗している行為かどうかは基準が曖昧で非常に難しい問題であるが、これから増加していく可能性もあるので、引き続き、問題となるケースがあれば考え方を明らかにするとともに適切な対応をお願いしたい。
- ・ 計画停電への対応について、独占禁止法上の問題となるケースが出てくるかもしれないと思っていたが、公正取引委員会から震災に関連するQ & Aが早急に発表され、問題とならないケースが明らかにされたことから、大変参考になった。

3 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 昨今の流れとしては中小企業の保護のための規制が重点的に行われている傾向にあると感じるが、中小企業を保護する余り発注元に厳しく対応し過ぎると、海外に生産拠点を移してしまうという流れになりかねない。バランスが非常に難しいと感じている。

4 広報・広聴活動について

- ・ 独占禁止法の広報については、従業員への周知も必要であるが、企業トップの独占禁止法違反に対する認識が重要である。トップが認識の強い企業は自ずと末端まで周知されているものであることから、企業のトップにいかに独占禁止法を理解してもらうかが重要である。

5 その他

- ・ 景品表示法について、公正取引委員会の地方事務所が相談等を受けることは歓迎である。地方に出先がない消費者庁は、消費者にとっては遠い存在であり、引き続き、公正取引委員会の積極的な取組を期待する。

第6 中国ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 合併や事業譲渡などについては、タイミングが重要である。事前相談制度の廃止が迅速化につながるとすれば、良いことだと思う。
- ・ 当事会社側が公正取引委員会に対する申請前に、企業結合を発表するケースがある。このようなケースでは、両社が合併前に協調的な活動を行う、いわゆる「ガン・ジャンピング」が行われやすくなるが、このような行動に対し十分に注意する必要がある。

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

- ・ 震災に伴い、公正取引委員会が独占禁止法・下請法の適用範囲について素早く対応されていることに感心している。震災直後は、便乗値上げや買占め、売惜しみといった問題もよく聞いたが、その後の状況についてフォローしてほしい。

3 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 山陽マルナカ事件は大きなインパクトがあった。山陽マルナカだけでなくその同業者についても、姿勢が変わってきたということをよく耳にする。公正な取引ができることで、業界も健全な発展ができる。
- ・ 優越的地位の濫用の問題については、中小企業者の中には独占禁止法や下請法を知らない者も多く、取引先から無理難題を押し付けられても、どう対応すればよいかわからないといった声をよく聞く。
- ・ 優越的地位の濫用行為については、中小企業からよく話は聞くが、そういったことが独占禁止法に違反する可能性があるということを、多くの経営者は知らないのでは、どこに相談すればよいのかが分からない。商工会議所でも様々な勉強会を行っているが、公正取引委員会にも説明会の機会を利用し、個々の企業に独占禁止法を認識してもらうように頑張してほしい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 独占禁止法教室は、大変良い取組である。学校の都合もあるので、なかなか大変だとは思いますが、今後も続けてほしい。

5 その他

- ・ 独占禁止法の事件処理件数や課徴金額の推移等を拝見すると、依然として入札談合事件が多いことに驚いている。
企業イメージの低下は会社の経営に影響するということである。違反を繰り返す業界には、こういった認識はないのかと考えてしまう。

第7 四国ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 事前相談制度の廃止については、制度廃止後もそれ以前と実質的に同等の審査が行えるのであれば、手続の簡素化や透明化に繋がるものであり、産業界の要請に十分応えられるものではないか。
- ・ 海外からの製品が国内に流れてくる以上、企業結合についてもグローバルな視点を持って審査せざるを得ないのではないか。また、日本の人口減が避けられない以上、今後の内需拡大は考えられず、更なる発展を目指す日本企業は海外市場に目を向けざるを得ない。こうした状況下で国内シェアにとらわれた審査を行うと、中長期的には日本全体が国際競争力を失ってしまうのではないか。

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

- ・ 取引先からの値上げ要求の際には、「震災の影響で」という言葉一つで全てが行われている感がある。もちろん震災の影響もあるには違いないが、このような風潮の中で優越的地位の濫用行為が起こりやすいのではないか。
- ・ 電力消費のピークを分散させるために一部企業が土日操業を行うことは、このような非常時には仕方ないことなのだろうが、そうした大手製造業者の取組のために中小事業者が休日返上で大手製造業者に部品等を供給しなければならず、また無理な要求が行われている可能性がある中で、優越的地位の濫用の問題が生じていないかどうかについて厳しく監視した方がよい。

3 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 大規模小売業告示や優越的地位の濫用に関するガイドラインの策定、そして公正取引委員会が行った数々の事件審査の影響もあり、全国展開する大手小売業者のみならず、地域のスーパー等の小売業者においても、優越的地位の濫用にならないようにとのコンプライアンス意識が定着しつつあり、ここ数年で中小企業レベルでの取引においても、協賛金や従業員派遣等の無理な要求がなくなるなど、商取引がかなり改善されていると実感している。

4 広報・広聴活動について

- ・ 四国をはじめとする地方の事業者による独占禁止法違反及び下請法違反が多い背景には、法の不知という状況があるのではないか。引き続き、講習会等による法律の普及啓発活動に努めるべきである。
- ・ 独占禁止法教室については、社会人・企業人になった際に、専門的な知識がなくても学生時代の記憶が残っているだけで独占禁止法違反に対する意識は変わってくるに違いないと思われるので、方法論として地道ではあるが子供への教育支援として今後も積極的に行ってほしい。

第8 九州ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 鉄鋼が典型であるが、世界で戦うためにはシェアが必要であるものの、その結果、国内シェアが圧倒的になることから、国内の同業他社や零細企業に対する目配りが必要である。
- ・ 将来の競争状態を予測するのは困難であり、将来的にみても輸入品との競争があり得るのかという評価、予測は難しい。見直し後は、市場の実態に即したきめ細かい運用が必要である。

2 優越的地位の濫用規制及び下請法について

- ・ 優越的地位の濫用については、行政コストを考えると一罰百戒的な面はあろうかと思うが、一罰を受けた人と受けない人の差があるので、一罰ではなく三罰でも五罰でもしてほしい。
- ・ 優越的地位の濫用に関する課徴金は、薄利多売でやっている小売業者には大変厳しいことから、優越的地位の濫用の違法性や課徴金制度について周知徹底を行うとともに、警告や注意といった運用も行ってもらいたい。

3 その他

- ・ 外国企業が日本に進出しない、日本企業が外国に進出しないといったカルテルの場合、売上げのない企業にはリーニエンシーのメリットがないため、カルテルの発見が難しいことから、競争当局間の通報体制をもう一段進めて、世界的な取締りの体制を工夫していく必要がある。

第9 沖縄ブロック

1 企業結合規制の見直しについて

- ・ 電気自動車は、リチウムイオン電池やソーラーパネルなどの部品の製造コストが非常に高いため、高価格となっているが、今後技術力の向上によりコスト削減が達成できれば、販売価格が低下することにより、需要が拡大し、消費者の利益につながるものと考えられる。その際、企業の単独の事業活動では限界があるので、事業提携や企業結合により技術革新が図られ、社会の便益に繋がることもあるため、企業結合審査においては、このような企業結合によるメリットも評価した上で、独占禁止法上の問題点があれば厳しく指摘する必要がある。
- ・ アジアをはじめとする海外諸国との競争が今後ますます激化することが予想される状況において、我が国の物づくりの技術力を維持、向上させることが重要になるので、企業結合規制においては、このような視点も踏まえる必要がある。
- ・ 企業結合規制の在り方について、企業の立場からは、国際競争力の強化の観点が重要になると考えられるが、公正取引委員会は、企業結合が我が国の市場における競争に悪影響を及ぼし、消費者が不利益を受けることがないように監視するとともに、国際競争力も考慮し、規制に取り組んでほしい。

2 東日本大震災への公正取引委員会の対応について

- ・ 節電対策への公正取引委員会の対応が重要な問題であるが、我が国経済においてより深刻な問題は、原子力発電の停止に伴い、代替する電力を確保するために火力発電等に転換する必要があるため、コストが増大するため、電気料金が引き上げられ、商品等の販売価格に転嫁されることの影響である。公正取引委員会においては、電気料金の値上げに便乗した価格カルテルを監視してほしい。

3 その他

- ・ 過去に観光土産品などが景品表示法上問題となったが、これまでの景品表示法の運用や公正取引協議会の活動により、最近は問題が見られなくなっている。景品表示法は消費者庁に移管されたが、今後も公正取引委員会には景品表示法の運用に積極的に関わってほしい。